

更生支援コーディネートの流れについて

■受付～受任まで

- ① 更生支援コーディネートを希望される場合、東京TSネットホームページ（以下、HP）上の申込みフォームより、必要事項を入力してください。
※申込の際には、HP上の注意をよくご確認ください。
※申込時には、本人から、東京TSネットの支援を受けること、および、要配慮個人情報を提供する点に関する同意を事前に得てください。
- ② 必要に応じて、依頼内容について、東京TSネットから確認をさせていただきます。
- ③ ①②の結果、支援対象と判明したケースについては、東京TSネットより、メールにて申込受付完了とコーディネーターを調整する旨の連絡をいたします。
- ④ 調整が完了しましたら、東京TSネットよりメールで連絡いたします。調整までには、おおよそ2～3日をいただきますので、ご了承下さい。
担当するコーディネーターが決定した際には、コーディネーターの連絡先を同報いたします。
その後は、弁護士とコーディネーターとで直接連絡を取り合い、面談等進めていってください。
※やむなくコーディネーターの調整ができなかった場合には、その旨のご連絡をさせていただきます。

■書類について

以下の2つの書類が必要となります。

- ・更生支援コーディネート契約書
更生支援コーディネーターと弁護士との間で作成します。ただし、国選弁護事件の場合には、作成しなくてもかまいません。
- ・個人情報使用同意書
更生支援コーディネーターが本人から取得します。作成にご協力下さい。（2通作成し、1通は控えとして弁護士もしくは本人が保管してください。）

■更生支援コーディネーターが行う活動

コーディネーターが、当事者との面会を通し、その人にとって必要な福祉的支援をコーディネートします。ご本人・ご家族との面会だけでなく、事案に応じ、更生支援計画書の作成、証人出廷なども行います。

- ※ 事案や活動可能な期間等により、行うことのできる支援内容は異なります。
- ※ 弁護士の協力が前提となる活動もありますので、コーディネーターと打合せの上、ご本人に関する情報提供や特別面会の申入れ（面会を長時間実施するための申入れ）等に

ご対応ください。どうしてもご対応いただけない場合、支援を継続できないと判断することもあります。詳しい連携方法等については、「障害者弁護ビギナーズ」等をご参照下さい。

■活動終了後について

- ① コーディネーターとしての活動終了後、コーディネーターより東京TSネット宛に活動終了の報告がなされます。
- ② 東京TSネットにて報告内容を確認の上、請求書を発行します。
- ③ 弁護士からコーディネート費用の振込み確認後、東京TSネットにて領収書を発行します。

■活動終了後の注意点

本人との郵便物のやり取りは、原則、弁護人にてご対応ください。

郵便を送ることができない事情等がある場合には、東京TSネット宛にご相談ください。